

野蒜地区の事業者のみなさんへ



令和8年度
東松島市脱炭素
先行地域づくり事業

補助金のおしらせです！

東松島市
脱炭素PRキャラクター
「だつたくん」



脱炭素先行地域である野蒜地区で、再生可能エネルギー設備を設置する事業者を対象に予算の範囲内で補助金を交付し支援します。

①太陽光発電設備

補助額：設置費用の2/3
(ソーラーカーポート導入の場合も2/3)

●要件

- ・FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- ・30%以上を自家消費すること。加えて、自家消費する電力を含めて50%以上を先行地域内で消費すること。



②蓄電池

補助額：設置費用の3/4

●要件

- ・再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するもの。
- ・停電時のみに使用する非常用予備電源でないこと。

③EVカーシェア

補助額：
電気自動車 100万円/台
PHEV 60万円/台

※車体価格の1/3の方が低い場合はその額が補助額となります

●要件

- ・車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。
- ・経済産業省「CEV補助金」で対象となる銘柄であること。



④充放電設備 (V2H)

補助額：設置費用の3/4

●要件

- ・経済産業省「CEV補助金」で対象となる銘柄であること。
- ・原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。

補助金交付までの流れ

交付申請書提出

審査

交付決定通知

契約・工事着手

工事完了

実績報告書提出

審査

補助金金額
確定通知

補助金交付

詳しい要件等はHPにある手引きをご覧のうえ下記までお問合せください。

【お問合せ先】東松島市役所 企画部 SDGs・脱炭素社会推進課
所在地：〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36番地1
TEL：(0225) 82-1111
FAX：(0225) 82-1124
E-Mail：gx@city.higashimatsushima.miyagi.jp

	補助対象設備	要件等
①	太陽光発電設備 (自家消費型) ソーラーカーポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ FIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、Jクレジット制度への登録を行わないこと ・ 30%を自家消費すること、加えて、自家消費する電力を含めて50%以上を先行地域内で消費すること。
②	蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するもの ・ 業務用20kWh超、石巻地区広域行政事務組合火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること ・ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと
③	EVカーシェア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して充電を行うもの、または、再エネ電力証明書の購入や再エネ電力メニューから調達を行うもの ・ 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄であること ・ 次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすこと (ア) 平常時に社用車として利用し、災害時に限らず遊休時に地域住民、社員等に有償又は無償にて貸し渡しするもの (イ) (ア)以外のカーシェア事業として環境省及び本市から事前に承認を得たものであること
④	充放電設備 (V2H)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること ・ 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄であること
	【各設備共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令に遵守した設備であること ・ 商用化され、中古設備でないこと

～申請について～

- (1) 申請書類は、問合せ先まで持参するか郵送で提出してください。
- (2) 交付申請前に契約・着工している場合は、事前着手届が必要となります。
- (3) この補助金は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(脱炭素先行地域づくり)」を活用しているため、他の国の補助を受けていないことが要件となります。
- (4) 手引き等内容をよく読んで申請してください。

※全ての各設備の設置前後の写真が必要になります。
詳しくはホームページをご確認ください。